

この、合同、交渉の日、この交渉は、

この交渉は、

この交渉は、
この交渉は、
この交渉は、

この交渉は、

御

物價廳官制

右謹々上奏し恭しく
聖裁を仰ぎ併せて樞密院の議に
付せられむことを請ふ。

昭和二十一年八月二日

内閣總理大臣吉田 茂

内閣

勅令第 號

物價廳官制

第一條 物價廳は、内閣總理大臣の管理に關し、物價に關する事務を掌る。

第二條 物價廳に左の職員を置く。

長官

表長

一人

部長

内閣事務官又は内閣技官

専任三人

一級

内

閣

専任七十九人 二級

専任百二十九人 三級

長官は、國務大臣を以て、これに充てる。

第三條 物價廳に長官官房及び三部を置く。

長官官房及び各部の事務の分掌は、長官がこれを定める。

第四條 物價廳に參與若干人を置き、廳務に參與せざる。

參與は、内閣總理大臣の奏請によつて、關係各廳の一級官吏及び學識經驗ある者の中から、内閣で、これを命ずる。

參與は、その職務に關して知つた秘密を嚴守しなければならない。

第五條 長官は、内閣總理大臣の指揮監督を承けて、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を專行する。

第六條 次長は、長官を補佐し、廳務を掌理する。

第七條 部長は、一級の内閣事務官又は内閣技官を以て、これに充て

る。部長は、上官の命を承けて、部務を掌理する。

第八條 内閣總理大臣は、必要と認めらるる地に地方物價事務局を置き、物價廳の事務を分掌せしむることができる。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大藏省物價部臨時設置制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に大藏事務官で大藏省物價部に屬するものは、別に辭令を發せられないときは、同級を以て内閣事務官に任ぜられたものとす。